

平成 31 年 3 月 12 日

群馬行政監視行政相談センター

人権擁護委員、民生委員・児童委員及び行政相談委員との懇談会を開催

群馬行政監視行政相談センターは、人権擁護委員、民生委員・児童委員及び行政相談委員の代表者にご参集いただき、各委員の相談の受付状況や活動状況について情報共有・意見交換を行います。

なお、本懇談会は、平成 28 年度以降、毎年 3 月に開催しており、今回が 3 回目の開催となります。今回以降、より連携・交流が図られるよう、県単位の代表委員に加えて、県内の各地域を代表する委員も参加することとなりました（今回は、前橋市、伊勢崎市、玉村町、渋川市、榛東村及び吉岡町の地域を担当する委員が参加）。

●日 時：平成 31 年 3 月 19 日（火） 10：30～12：00

●場 所：前橋地方合同庁舎（前橋市大手町 2－3－1）

1 階共用会議室

●参加者：人権擁護委員、民生委員・児童委員、行政相談委員 等

●議 題：①相談受付状況、②活動状況、③連携の在り方 等

行政相談のマスコット
キクーン



【本件連絡先】

群馬行政監視行政相談センター

行政監視行政相談課

担 当：井澤、西

電 話：027-221-1648

F A X：027-221-1649

E-mail：gunma30@soumu.go.jp

◎ 各種委員の業務

行政相談委員（行政相談委員法（昭和41年法律第99号））

総務大臣から委嘱された民間有識者で、地域住民の身近な相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を広く受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています（委員数：県内90名（全国約5,000名）、各市町村に1名以上配置）。

人権擁護委員（人権擁護委員法（昭和24年法律第139号））

地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

民生委員・児童委員

（民生委員法（昭和23年法律第198号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号））

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めており、「児童委員」を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

◎ 目的等

行政相談委員は、各市町村において行政相談所を開設し相談を受け付けており、一部の市町村では、人権擁護委員又は民生委員・児童委員と合同で相談所を開設するなど 委員相互の交流が図られている ものがみられます。

これらの取組を県内各地に更に広げるなどして各委員の連携を進め、相談者へのきめ細かな対応を図ります。

